

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、訪問看護師として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社事務所内で座っていた椅子が傾き、左手で棚のガラス戸を突き破り負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C医療センターに受診し、「左正中神経断裂、左深指屈筋腱断裂、左浅指屈筋腱断裂、左尺側手根屈筋腱断裂、左長掌筋腱断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、本件傷病は業務上の事由によるものであり、療養のため労働することができなかったとして休業補償給付を請求したところ、監督署長が平成〇年〇月〇日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付の対象として支給し、その余の期間については支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の平成〇年〇月〇日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、医師から軽作業は可能であっても、重量物を持つことは禁止され、本件事故前に従事していた訪問看護の業務が行えない状況にあるにもかかわらず、医療機関への通院日以外について休業補償給付が支給されないことは納得できない旨主張する。
- (2) 労災保険法による休業補償給付は、上記1で引用する「判断の要件」のとおり、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災者がその指示に従うことによって労働することができない場合又は医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない場合に支給されるものである。
- (3) そこで、請求人の上記(1)の主張について検討すると、決定書理由に説示するとおり、D医師は、請求人は平成〇年〇月〇日以降、軽作業であれば就労可能であると判断した旨の意見を述べ、E医師もD医師と同旨を述べている。
- (4) 上記医師の意見を踏まえ、当審査会においても、本件傷病の療養経過等を子細に検討したが、請求人は、平成〇年〇月〇日以降について、少なくとも医療機関への通院日以外は、軽作業であれば就労可能であったものと判断する。
- (5) なお、請求人のその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。